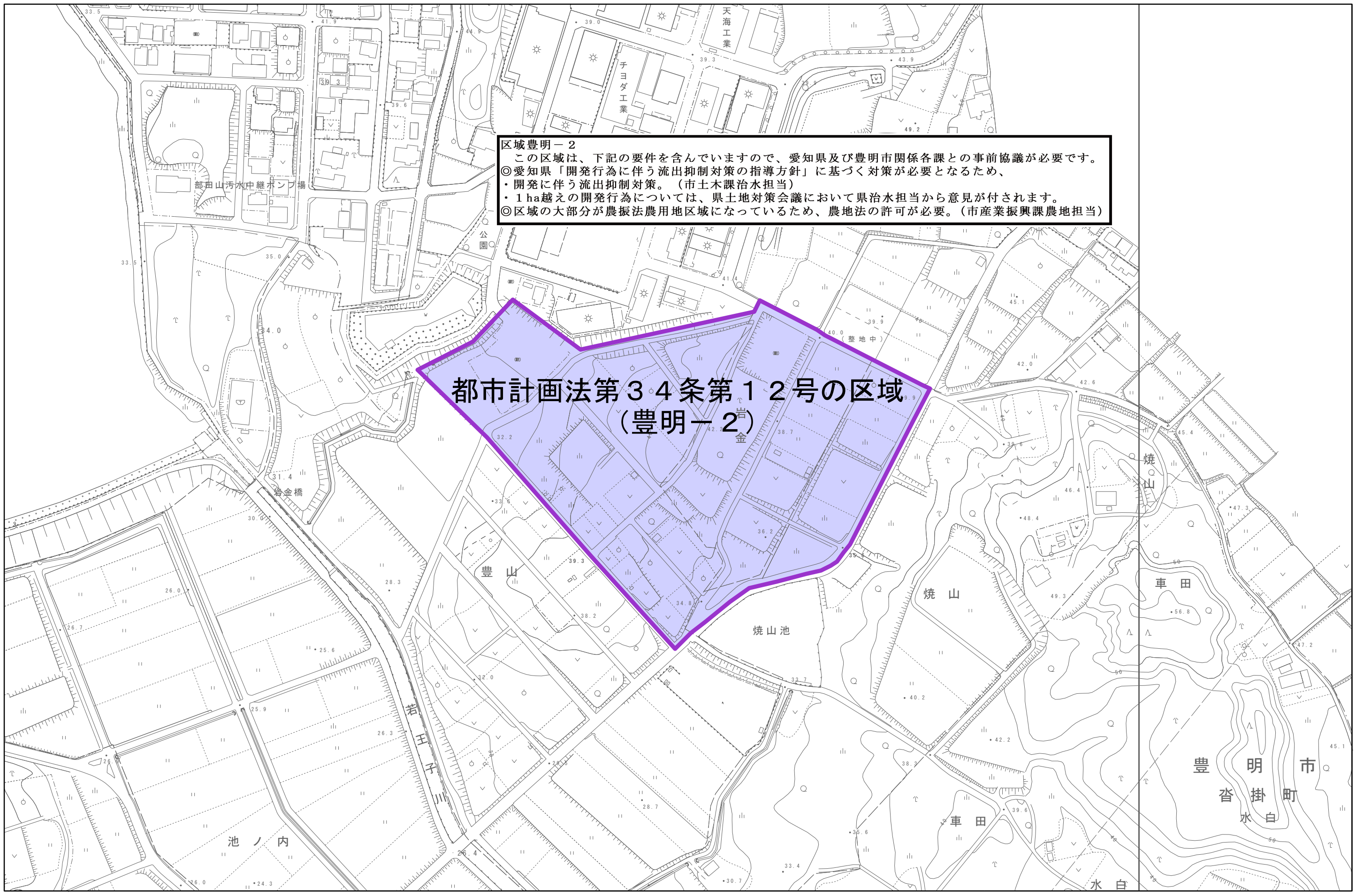




区域豊明-2  
この区域は、下記の要件を含んでいますので、愛知県及び豊明市関係各課との事前協議が必要です。  
◎愛知県「開発行為に伴う流出抑制対策の指導方針」に基づく対策が必要となるため、  
・開発に伴う流出抑制対策。（市土木課治水担当）  
・1ha越えの開発行為については、県土地対策会議において県治水担当から意見が付されます。  
◎区域の大部分が農振法農用地区域になっているため、農地法の許可が必要。（市産業振興課農地担当）

都市計画法第34条第12号の区域  
(豊明-2)



1/2500

